

令和7年 第8回

教育委員会臨時会会議録

令和7年3月26日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2656号
令和7年第8回臨時会

日 時 令和7年3月26日（水） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	鈴 木 令 奈
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	山 本 睦 美
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	野 上 宏
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

- 9 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 10 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令について
- 11 港区指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令について

日程第2 報告事項

- 1 令和7年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 後援名義等の2月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 6 図書館の2月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の2月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 9 4月教育人事企画課事業予定について
- 10 みなと科学館の2月利用状況について

「開会」

○教育長 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから令和7年第8回港区教育委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は山内委員にお願いをいたします。よろしくお願いします。

○山内委員 よろしくお願いします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。

「審議事項」第1から2、第4から6、第7から8、第10から11については、内容に重複をしている部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑応答を行い、1件ずつ採決することにしたと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1から2、第4から6、第7から8、第10から11については、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、1件ずつ採決することにいたします。

また、日程の第1「審議事項」第9「港区立幼稚園教育職員の人事について」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第9については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について

2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○教育長 それでは、日程第1「審議事項」に入ります。審議事項第1、議案第22号「港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について」から、審議事項第2、議案第23号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○教育長室長 よろしくお願いします。まず、審議事項1、港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案についてご説明をさせていただきます。資料No. 1-3の5ページを御覧ください。令和7年度からの先端教育担当の設置に伴い、港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正いたします。それに合わせまして、生涯学習スポーツ振興課の分掌事務について、より実態に即し

たものとなるような改正ということで、組織改正には至りませんが生涯学習スポーツ振興課の分掌事務の一部見直しをいたします。

教育人事企画課につきましては、GIGAスクール構想や国際理解教育の推進、また中高一貫教育校の設置に向けた検討など、港区ならではの教育施策のさらなる充実に取り組んでいくために、先端教育担当課長を設置いたします。

施行期日は、令和7年4月1日を予定してございます。

次に、審議事項2、議案第23号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」でございます。資料の8ページを御覧ください。「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」です。まず、「改正理由及び内容」についてということで、教育人事企画課では、先程申し上げました先端教育担当課長、それとその下に教育人事企画課先端教育担当、こちらは担当係長制になりますが、こちらを設置いたします。改正後の事務分掌については、学校教育の施策の推進に関することを分掌事務といたします。

「その他主な規程整備」ということで、こちらについては教育長室、また生涯学習スポーツ振興課の係の事務分掌を、より実態に即したものとなるように改正いたします。教育長室教育総務係におきましては、教育総務係と、次のページにございます教育長室教育推進担当の事務の持ち方を整理いたしまして、主に全体的な総合調整が教育総務係、教育推進担当は公私立幼稚園の調整あるいは私立幼稚園の補助、それから私立学校との連携といった、公私立の橋渡しを担う担当に改めてまいります。

また、生涯学習スポーツ振興課の生涯学習係では、これまで明定していなかった地域学校協働活動の推進に関することを改めて明定するとともに、スポーツ振興係とスポーツ企画担当の方で持ち合っていた「MINATOシティハーフマラソン」に係る事務について、一定の整理を図ったものです。

以下、同様に所定の整理をさせていただいております。私からの説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第22号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第24号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付の議案資料No. 3にてご説明をさせていただきます。資料については、かがみから始まりまして、改正案、新旧対照表、様式と、数多いページにわたってつけてございますけれども、説明に当たりましては50分の40ページ、資料3-3にて説明をさせていただきます。

本件は、1月27日に開催されました教育委員会にてご報告をいたしました、学校屋内プール開放事業の拡大について、具体的には令和7年度から芝浜小学校のプール開放を開始すること、また学校屋内プールの利用対象に区内在学者を加えることに関する規則の改正についてお諮りするものでございます。

項番の1「改正理由」です。ただいま申し上げたとおり、令和7年度からの芝浜小学校プールの開放を開始するとともに、利用対象に在学者を追加するため、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の、関連する規定の一部を改正いたします。また、これに合わせまして、同規則の条文上の文言の整理、各様式を整備いたします。

項番の2「改正内容」です。芝浜小学校のプール開放に関する条文におきましては、学校名、学校の位置について、第2条に係る別表1に追加をいたします。また、休場日につきまして、第4条第3号に新たに規定をいたします。さらに、開場時間に関しまして、第5条に係る別表2に芝浜小学校を追加いたします。

(2) 在学者の追加に関する条文におきましては、第6条の「使用できるものの範囲」に新たに「区内の学校に通学している者」という条文を設けます。(3) その他、運用が既にならないうちに条文の改正が済んでいなかった箇所の文言の整理や様式の整備を、資料記載の条文及び様式について行います。

恐れ入りますが、新旧対照表の方で御覧いただければと思うのですけれども、50分の10ページから11ページにかけまして第4条がございます。休場日についてはこちらに規定をさせていただいております。同じく50分の11ページに第6条、「使用できるものの範囲」という条文がございますので、こちらに在学者について規定を追加いたします。

最後です。50分の16ページに学校名や学校の位置。こちら別表1に芝浜小学校を追加します。また、その隣、別表2に開場時間に関して芝浜小学校を追加しております。

恐れ入ります。50分の40ページにお戻りいただきまして、項番の3です。「公布日」は令和7年3月27日、「施行期日」は4月1日を予定しております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第24号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

5 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

6 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第4、議案第25号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から、議案第27号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」までの3件について、順次説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第25号、26号、27号について、資料No. 4-3を用いてご説明させていただきます。本案は、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、関連する規則を改正するものです。

初めに、項番1「目的」です。仕事と育児、介護との両立を支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、本年1月27日の教育委員会で審議・了承いただいた「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」と、区長部局が所管している「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の議案」を第1回定例会に提出し、可決されました。条例の改正に伴い、関連する「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」を改正します。

次に、項番2「主な改正内容」についてです。条例改正の教育委員会で説明した内容と重なる部分が多いため、簡潔にご説明させていただきます。まず、(1)「育児を行う職員の超過勤務の制限に係る対象となる子の範囲の拡大」です。対象となる子の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大します。

次に、(2)「子の看護休暇の名称変更」です。子の看護休暇の請求要件に、看護以外の「学校の休業」、「教育又は保育に係る行事への参加」を追加することに伴い、休暇の名称を「子の看護等休暇」に変更します。

次に、(3)「子育て部分休暇の導入」です。小学校就学後から小学校6年生までの子を養育する職員に、部分休業と同様な制度が利用できるよう、子育て部分休暇を導入します。

次に、(4)「育児時間の対象となる子の範囲の拡大」です。ア「対象となる子の範囲」についてです。「生後1年3月に達しない子」から「生後1年6月に達しない子」に拡大します。イ「男性

職員の取得要件の拡大」についてです。男性職員について、非承認要件に該当したため、生後１年６月までの全期間で育児時間を取得しなかった職員で、生後１年６月以降に非承認要件に該当しなくなった場合に、生後２年に達する前日まで育児時間を承認することができることとします。

次に、（５）「介護の申出があった場合の意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置」です。ア「介護の申出があった場合の意向確認等」についてです。「介護の申出があった職員に対する介護両立支援制度等の周知及び意向確認の面談実施」、「職員が満４０歳に達した年度における介護両立支援制度等の周知」、「介護の申出を理由とした不利益取扱いの禁止」を教育委員会に義務付けます。イ「勤務環境の整備に関する措置」についてです。介護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、「研修の実施」、「相談体制の整備」、「その他勤務環境の整備に関する措置」を教育委員会に義務付けます。

最後に、項番３「施行期日」についてです。「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」の、三つの規則の施行期日は、令和７年４月１日です。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第２５号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２６号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２６号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２７号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第２７号については原案どおり可決することに決定いたしました。

７ 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

８ 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第７、議案第２８号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」から、審議事項第８、議案第２９号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 議案第28号、29号について、資料No. 8-3を用いて内容を説明させていただきます。本案は、各種条例の改正に伴い、関連規則を改正するものです。主な改正内容についてご説明いたします。

初めに、項番2(1) 勤勉手当の「支給月数」についてです。令和6年第4回区議会定例会にて、「港区幼稚園職員の給与に関する条例」が一部改正されました。その後教育委員会にて、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正を審議・決定いただきまして、勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年12月に上乘せして支給いたしました。今回の改正では、令和7年度以降の年間の総支給月数は変わらず、引き上げ分の月数を6月と12月に均等に振り分けて支給するため、項番2(1)の表のと通りの支給月数とするよう改めます。

次に、(2)「欠勤等日数の規定」についてです。「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴いまして、子育て部分休暇が新たに導入されます。子育て部分休暇を欠勤等日数に含むように、文言を整備します。

次に、(3)「刑法改正に係る様式の改正」です。刑法の改正に伴い、期末手当規則の様式中「禁錮」とあるのを「拘禁刑」に改めます。

最後に、「施行期日」です。施行期日は、項番2(1)及び(2)は令和7年4月1日、(3)については令和7年6月1日です。説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第28号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第29号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第29号については原案どおり可決することに決定いたしました。

9 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 次に、審議事項第9、議案第30号「港区立幼稚園教育職員の人事について」説明をお願いいたします。

これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

10 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令について

11 港区指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令について

○教育長 次に、審議事項第10、議案第31号「港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令について」から、審議事項第11、議案第32号「港区指導主事の旅費支給規程の一部を改正する訓令について」に、それぞれ説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 議案第31号、第32号について、資料No. 10-3を用いて内容を説明させていただきます。

初めに、項番1「経緯」についてです。国家公務員の旅費制度が改正され、その内容を踏まえて、港区職員の旅費に関する条例が改正されました。これに伴い、「港区幼稚園教育職員の旅費支給規程」及び「港区指導主事の旅費支給規程」の一部を改正します。

項番2「主な改正内容」です。(1)旅費の種類、支給額について改正します。詳細は、説明資料別紙のとおりでございますが、主にこれまで定額支給としていたものを、一部上限を設けて実費支給となります。(2)1泊につき支給する宿泊費の上限額について、内国旅行の場合は1万9,000円、外国旅行の場合は5万9,000円とします。(3)1泊につき支給する宿泊手当の上限額について、内国旅行の場合は2,400円、外国旅行の場合は5,400円とします。

最後に、項番3「施行期日」についてです。施行期日は、令和7年4月1日です。今回の改正につきましては、区長部局の職員の旅費支給規程の改正と同じ内容とすることを前提に考えております。区長部局での検討によっては、本日ご提出している改正案文の表現から多少の修正をお願いすることもあります。その際は、修正点を改めてご報告させていただきます。説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第32号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第32号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 令和7年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に、日程の第2「報告事項」に入ります。報告事項の第1「令和7年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料No. 1を御覧ください。「令和7年度予算特別委員会の総括質問について」教育長答弁についてのご報告です。総括質問として、今回は12問の質問がございました。特に特徴的なところについてご説明をさせていただきます。

まず、自民党議員団のうかい雅彦委員ですが、高松中学校の緑地を使って環境学習をしてはいかがかという質問がございました。こちらについては、現在も地域の幼稚園・小学校の環境学習に使われているということですが、今後もこれについてしっかり取り組んでいくというご答弁をされております。

また、みなと未来会議の榎本あゆみ委員からは標準服について、家庭の負担になっているのであるべく市販の洋服が使えるようにしてほしいというご意見であったり、(4)では、区立学校における保護者会に、子育て中の保護者はなかなか参加ができないということで、リモートであったり後で見られるオンデマンドの開催について工夫をしてほしいといったご質問がございました。

また、港区保守系議員団の根本委員からは海外修学旅行について、反対の立場ではないけれどもシンガポールに限定せず行き先について柔軟に対応すべきではないかという質問がありました。

また、共産党議員団の福島宏子委員からは、有栖川宮記念公園にある都立中央図書館、これが移転の予定があるということで、その後港区に敷地が返ってくると。それであるならば、そのまま建物を潰さずに利用して、区立の図書館として存続すべきではないかという質問がございました。こちらについても、既に図書館については区内で充足しているということで、デジタル図書の貸出しなどを今後充実するというご答弁をさせていただきます。

以上、総括質問について、主なご質問についてご紹介をさせていただきました。私の方からの報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 2 後援名義等の2月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 6 図書館の2月分利用実績について
- 7 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 9 4月教育人事企画課事業予定について
- 10 みなと科学館の2月利用状況について

○教育長 次に、報告事項の第2「後援名義等の2月使用承認について」から、報告事項の第10「みなと科学館の2月利用状況について」、この9件の定例報告については配布資料のとおりとさせていただきます。各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

「閉会」

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、本日の臨時会はこれをもって閉会といたします。

次回は、定例会を4月10日木曜日、新年度からは木曜日になります。4月10日木曜日、参集で開催をする予定ですので、よろしくお願いいたします。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員